（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第百十五条　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定） **第二条**　退所者は、退所者給与金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び退所者給与金の額について、認定を受けなければならない。 一～九　（略） ２～４　（略） （届出） **第六条**　（略） ２　認定退所者は、次に掲げる事項を記載した現況届を、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～四　（略） ３～６　（略） （認定） **第九条**　特定配偶者等は、特定配偶者等支援金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び特定配偶者等支援金の額について、認定を受けなければならない。 一～八　（略） ２～５　（略） （届出） **第十四条**　（略） ２　認定特定配偶者等は、次に掲げる事項を記載した現況届を、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） ３～６　（略）	（認定） **第二条**　退所者は、退所者給与金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び退所者給与金の額について、認定を受けなければならない。 一～九　（略） ２～４　（略） （届出） **第六条**　（略） ２　認定退所者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した現況届を、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～四　（略） ３～６　（略） （認定） **第九条**　特定配偶者等は、特定配偶者等支援金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び特定配偶者等支援金の額について、認定を受けなければならない。 一～八　（略） ２～５　（略） （届出） **第十四条**　（略） ２　認定特定配偶者等は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した現況届を、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） ３～６　（略）